平成２２年（フ）第１５号
宮城県石巻市元倉１丁目７番26号トミヤマハイツ新館212号、旧住所宮城県東松島市大曲字貝田24番地９
債務者　神田　健一
1　決定年月日時　平成22年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月７日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第９４７０号
大阪市西淀川区姫島５丁目３番６号　シティパル姫島301号室
債務者　木村知映子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩田千恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５７号
大阪市城東区成育２丁目11番７―102号、事業所所在地大阪市北区天満１―５―２―303
債務者　スタジオＰＯＣこと　大橋　永典
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９９５８号
大阪市城東区成育２丁目11番７―102号
債務者　イラストおおはしこと　大橋　淳子
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名取　伸浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２３９号
大阪府松原市田井城２丁目206番地の７
債務者　平野　敦也
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８号
大阪府吹田市江坂町２丁目４番25―701号、前住所大阪府吹田市江の木町16番５―603号
債務者　稲毛　議之
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湯浅　　靖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０８号
大阪府八尾市黒谷２丁目174番地
債務者　中島　順也
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中祖　康智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９４号
大阪市住吉区万代東１丁目６番34―102号、事業所所在地大阪市西成区潮路１丁目３番１号
債務者　三輪産業こと　陰地　善和
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　知美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７１号
大阪府枚方市堂山３丁目１番７号
債務者　三栄こと　向井三千代
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５号
大阪市城東区中央２丁目10番18号　ダイワマンション201、前住所大阪市城東区鴫野東２丁目21番14号
債務者　老原　誠治
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３号
大阪市旭区今市１丁目５―24　新栄プロパティー千林1203、住民票上の住所大阪市旭区新森６丁目４番15―304号
債務者　渡邊　秀彦
1　決定年月日時　平成22年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村いづみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８号
滋賀県彦根市原町808番地46
債務者　小林　継男
1　決定年月日時　平成22年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日比野貴子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２３号
山形県東根市大字野川1407番地
債務者　滝口　睦美
1　決定年月日時　平成22年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月６日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
函館市湯浜町14番２―305号
債務者　中易　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５８号
函館市上湯川町５番28―403号
債務者　桶谷　敏雄
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
函館市東山２丁目13番16号
債務者　石岡　素子（旧姓巽）
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第６号
和歌山県田辺市下万呂846番地の１　コーポロゼ１階６号室、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台43番31号
債務者　山本　悦子
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部